

鹿児島県は、法人等が電気自動車の 充電設備を導入する経費を支援します！

対象となる方

令和4年2月
鹿児島県地球温暖化対策室

- ・法人(国, 地方公共団体及びそれらが深く関与する団体を除く。)
- ・マンション管理組合
- ・集合住宅の所有者(全ての住居を同一の方が所有し, 賃貸する場合)
- ・認可地縁団体(公民館等にV2H充放電設備を設置する場合)

設置場所

給油所, 商業施設・宿泊施設等, 集合住宅, 事務所・工場等

補助率

種類	国補助	補助率	
		充電設備購入費	設置工事費
急速充電設備 (給油所)	あり	(国1/1以内)	(国1/1以内)
	なし	県3/4以内	県3/4以内
急速充電設備 (商業施設・宿泊施設等) 普通充電設備	あり	国1/2以内, 県1/2以内	(国1/1以内)
	なし	県3/4以内	県3/4以内
V2H充放電設備	あり	国1/2以内, 県1/2以内	(国1/1以内)
	なし	×	×

- 注1 設置場所の区分により入替設置が対象とならないなどの条件があります。
2 充電設備購入費, 設置工事費には, それぞれ上限額があります。
3 国においては, 設置工事費の補助金が減額されることがあるようです。
4 充電設備の発注を含む工事着手は補助金交付決定通知後に行う必要があります。

詳細については

- ・この事業の実施は, 県議会における予算の承認を前提としており, 今後, 制度内容が変更される場合があります。予算が承認され, 事業実施の準備が整い次第, 募集を開始しますので, しばらくお待ちください。
- ・ご不明な点がございましたら, 県庁地球温暖化対策室までお問合せください。(電話:099-286-2586 Email: epchikyu@pref.kagoshima.lg.jp)

県事業については
こちら



国事業については
こちら

